回 覧

今金消防署からのお知らせ

◇ 一般家庭防火査察を実施します ◇

日頃より皆々様方には、消防業務に際し格別なるご協力を賜り厚く感謝致しております。

さて、火災予防の一環として例年実施しております消防職員及び消防団員による一般家庭防火査察について、下記の日程により実施致しますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、ホームタンク脚部の腐食による転倒事故を未然に防ぐため、今回も査察時において、ホームタンクの腐食状態によっては、周囲の雪を掘って脚部を確認させていただく事もありますので、ご了承ください。

記

1．日　　程　　平成３０年　３月　３日(土)から　３月　７日(水)

３月　３日（土）	午前	金原、日進
	午後	鈴金、八鈴、青木高台
３月　４日（日）	午前	田代、豊受、寒昇
	午後	豊田、春日井、白石
３月　５日（月）	午前	神丘
３月　６日（火）	午前	八束
３月　７日（水）	午前	鈴岡、トマンケシ

※天候等により延期となる場合がございます。あらかじめご了承願います。

◇ 裏面もご覧ください ◇

住宅用火災警報器の
電池、切れてませんか？

住宅用火災警報器は、火災を見つけたときにこそ正しく作動しなければなりません。そのためにも、日頃から「点検」をしておきましょう。

◆点検の時期

定期的に（少なくとも年に２回以上）作動確認をしましょう。
作動確認は、自分で簡単に行えます。

◆点検（作動確認）の方法

「本体から下がっている**ひもを引くもの**」「本体の**ボタンを押すもの**」など機種によって異なりますので、取扱説明書を確認するかメーカーにお問合せ下さい。

◆本体の交換時期（①～④のいずれかの場合）

①作動確認によって機能の異常を示す音や表示などがされた場合。

②〈交換期限が表示されているもの〉☞
期限前に交換して下さい。

③〈交換期限が表示されていないもの〉
（自動試験機能付きの場合）☞
交換時期になると、音や表示などにより自動で知らせてくれますので、その際に交換して下さい。

④※電池切れの場合は、電池の交換が必要となりますが①～③の他、設置から**10年以上経過したもの**は、経年等により本体内部の機器が劣化していることが考えられますので、**本体ごとの交換をおすすめします。**

火災の死亡原因で一番多い『就寝中の逃げ遅れ』を防ぐため、一般家庭の『寝室』（２階にある場合は階段も）に住宅用火災警報器の設置が義務化されています。
今金町においても設置していたおかげで、火災に至る前に発見できた事例が多数ありますので、まだ設置してない方は『命を守るため』早めの設置をお願いします。

ご不明な点などありましたら
今金消防署（☎８２－０５１９）予防係までお願いします。